

第2章 調査結果

【留意事項】

各図表中に示している「n」は各設問の集計対象数（調査数）を示す。

単数回答の回答割合の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合がある。

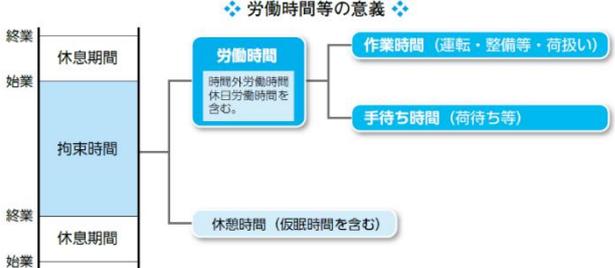
複数回答の回答数の合計は調査数を超えることがあるとともに、回答割合の合計は100%を超えることがある。

設問によっては調査数が10未満と少ない場合や、無回答が50%を超えるなどの場合があるので、結果の解釈には留意が必要である。

本編には、調査票上の設問のうち主要な設問を一部抜粋し、その集計結果を掲載している。全設問についての集計結果は、参考編の集計表を参照のこと。

なお、企業調査、労働者調査ともに、平成28年度実施調査の結果を参考として掲載しているところがあるが、調査対象の抽出方法が異なり、調査票（設問方法）も異なることから、単純に結果を比較することができない点に留意する必要がある。

【参考：用語の解説（アンケート調査票から転載）】

<p>労働時間</p>	<p>労働時間とは、労働者が使用者（企業）の指揮命令下に置かれて勤務している時間のことを言います。作業時間や手待ち時間（トラックの場合）、時間外労働時間や休日労働時間を含みます。</p>  <p style="text-align: center;">❖ 労働時間等の意義 ❖</p>
<p>所定労働時間、 所定労働日数</p>	<p>所定労働時間、所定労働日数とは、企業の就業規則などで決められた労働時間、労働日数を言います。なお、法律（労働基準法）では、使用者は、労働者に、休憩時間を除き、1日については8時間を超えて、1週間については40時間を超えて労働させてはならないとされています。</p>
<p>所定外労働</p>	<p>企業の就業規則などで決められた労働時間を所定労働時間と言いますが、それを超えて労働する場合を所定外労働と言います。</p>
<p>時間外労働</p>	<p>法律（労働基準法）では、1日8時間、1週間で40時間までの労働を原則としており、これを超えて労働をさせることを時間外労働と言います。</p>
<p>ストレスチェック</p>	<p>平成27年12月1日以降、全ての「常時使用する労働者（注1）」に対して、ストレスチェック（注2）を実施することが事業者（注3）に法律で義務づけられました。</p> <p>事業者は、ストレスチェックの結果、高ストレス者として選定された者であって、医師による面接指導を受ける必要があるとストレスチェック実施者が認めた者のうち、労働者から申出があった者について、医師による面接指導を実施しなければなりません。</p> <p>注1：次のいずれの要件をも満たす者を指します（一般定期健康診断の対象者と同様です）。</p> <p>①期間の定めのない労働契約により使用される者（期間の定めのある労働契約により使用される者であって、当該契約の契約期間が1年以上である者並びに契約更新により1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上引き続き使用されている者を含む。）であること</p> <p>②1週間の労働時間が、当該事業場において同種の業務に従事する労働者の1週間の労働時間の4分の3以上である者</p> <p>注2 医師、保健師等による、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査を指します。</p> <p>注3 労働者50人未満の事業場については当分の間努力義務となっています。</p>